

奥州市監査委員告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月29日

奥州市監査委員 千 田 永

奥州市監査委員 佐 藤 健 司

奥州市監査委員 小野寺 重

1 監査の概要

(1) 監査の対象とした部課等(機関)名及び監査の実施期日

予備監査 令和6年5月15日(水)から5月17日(金)まで

本監査 次のとおり

部課等(機関)名	実施期日
前沢北こども園	令和6年5月20日
あゆみ園	
いずみ保育園	
前沢保育所	
稲瀬わかば園	令和6年5月21日
田原保育所	
玉里保育所	

(2) 監査の対象とした事項及び範囲

令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)における財務等に関する事務の執行。

(3) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等(機関)名	監査の結果
稲瀬わかば園	財務等に関する事務について、おおむね良好に執行されていたと認められた。
前沢北こども園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
あゆみ園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
いずみ保育園	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

田原保育所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
玉里保育所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢保育所	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。

なお、次の部課等について、留意改善を要する事項は次のとおりである。

稲瀬わかば園

支出事務において、会計年度任用職員の報酬及び通勤手当の支払を行っていないものが4件、49,808円あったので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。